

はた旅体験ガイドブック 2019(仮称)製作事業委託業務 仕様書

1 委託事業名

はた旅体験ガイドブック 2019 (仮称) 製作事業

2 委託事業の目的

幡多地域への誘客、或いは来訪した観光客に対し、「はた旅体験商品」による観光を促すガイドブックを製作・配布することで、当地域への訪問、滞在時間の延長、地域内の周遊、リピーター増につなげ地域消費の拡大による地域振興を目的とします。

3 委託事業の内容

上記の目的を達成するため、今回製作するはた旅体験ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）の製作を一般社団法人幡多広域観光協議会（以下「協議会」という。）と連携を取りながら、企画・編集・製作を行います。

なお、製作に当たっては、以下を踏まえた内容としますが、企画提案では、よりよい提案や工夫等があれば、提案をお願いします。

(1) ガイドブック製作に当たっての基本方針

掲載内容や協議会のターゲット、役割・配布場所、活用方法は、以下の方針に基づき、観光客に対し「はた旅体験商品」の概要がわかりやすく、かつ、実施及び周遊を促すことを念頭に製作します。

ア ガイドブックに掲載する「はた旅体験商品」

ガイドブックに掲載する「はた旅体験商品」の一覧は、別紙のとおりです。

ただし、体験商品の廃止や新規販売のため総数で一覧よりの商品から 10 商品以内増える予定です。

イ 「はた旅体験商品」の紹介の仕方

①はた旅体験商品の申し込みは、基本的に協議会のWEBサイトを通じて3日前までの受付としておりますが、商品の中には利用者が事業者へ直接申し込むことで当日・前日の予約でも実施可能な商品（以下「当日・前日可能商品」という。）があります。ガイドブックでは、はた旅体験商品全般の紹介に加え、予約や予定なく来訪した観光客等がガイドブックを活用して、手軽に体験、観光の実施につなげられるよう当日・前日可能商品をわかりやすく詳細に紹介します。

②3日前以前に事前予約が必要な体験商品（以下「事前予約商品」という。）は概要のみの掲載にとどめ、詳細な情報や参考画像については協議会WEBサイトにて閲覧、併せて申し込みとなるような流れに誘導する仕組みとします。

③尚、当日・事前予約の体験商品に限らず、当地域ならではの商品やマーケットのニ

ーズに伝えられると思われる協議会が指定する体験商品については、当日・前日可能商品と同様に詳細な情報と参考画像で紹介し、協議会WEBサイトへの誘導や来訪あるいは再訪の動機づくりを図ることとします。

ウ 「はた旅体験商品」の掲載情報・画像やイラスト

①掲載情報、画像

体験商品または幡多地域の魅力等を新たな画像で表現するために 10 箇所程度モデルを使った撮影をお願いします。

新たに撮影をしない体験商品の情報・画像は、原則、協議会及び体験事業者から提供を受けたものを委託者から提供することとし、それら以外の素材は既存の冊子（ガイドブックや体験ガイドブック）のもの、又は協議会のWEBサイト掲載のものを活用することとします。

なお、受託者側で所有している画像があり、著作権上問題がなく、体験事業者及び委託者の使用許可を得た場合は、使用可能とします。

②イラスト

使用するイラスト、ピクトグラム、アイコン等は、当協議会が著作権を持つもの以外は、オリジナルのものを作成することとします。

エ その他の掲載情報

これまでのガイドブックでは積極的に配布しなかった域外・県外にも今回は配布しますので、新たに食等の紹介を含めた当地域を訪れたくなるような情報の掲載と表現につとめ、来訪の動機づくりとなるような情報を盛り込んでください。

以下、「はた旅体験商品」の情報以外に盛り込む内容

- ・はた旅体験商品につながる幡多地域の観光情報や特色及び魅力
- ・はた旅体験商品の魅力や遊び方、体験商品による幡多地域での過ごし方の提案
- ・幡多地域の食の情報
- ・幡多地域の地図と「はた旅体験商品」の位置情報
- ・市町村主要地点間の時間距離
- ・平成 31 年 2 月から開催予定の高知県が実施するキャンペーン及び、幡多地域内のキャンペーン関連情報
- ・その他、企画提案による情報

オ 当協議会のターゲット

地域…関西圏、近隣県（中四国）

年齢…20～40代のファミリー層

カ ガイドブックの役割・配付場所

役割…はた旅体験商品による幡多地域内への来訪、滞在型・周遊型観光の促進

配付場所…幡多地域の宿泊施設や観光協会、道の駅等の情報案内拠点を主要とし、域外及び県外でも配布

(2) ガイドブックの規格

- ・版型（サイズ） A5版 中綴じ
- ・ページ数 80ページ以内（表紙・裏表紙を含む）
- ・印刷色数 4色刷り（フルカラー）
- ・紙質 （提案してください）

(3) 構成・編集にあたっての留意点

- ・当日・前日可能商品及び当地域については、お客様が利用しやすく理解できる情報（商品の基本情報、利用方法・集合場所、当日準備・用意すべきもの、注意事項、主要施設からのアクセス・時間、龍馬パスポート対象施設など）をイメージさせる形で表示。
- ・マップイラストや見どころなどの周辺・関連情報があるとわかりやすいので、必要に応じて入れる。
- ・当日・前日可能商品及び協議会が指定する体験商品については、紙面上で大きく取り扱う。ただし、同一業者の商品ならば1ページ内に2商品を紹介したり、異なる事業者でも類似商品（例： 観光遊覧船やグラスボート）は、見開き2ページにまとめわかりやすく紹介。
- ・事前予約商品は1ページに2～4商品掲載する形で紹介し、協議会WEBページに誘導を促すようにする。
- ・はた旅体験商品の紹介では、体験の楽しさや内容がイメージできるよう基本的に人物が写った画像を使用する。
- ・その他アクセス情報等

4 事業期間

契約締結日から平成31年1月17日（木）まで

5 成果品

(1) 納品物

- ・ガイドブック 5万部
- ・印刷原稿データ Adobe Illustrator の形式でDVD-ROM 1枚
及びUSBフラッシュメモリー1個

(2) 納期及び納入場所

納期 平成31年1月17日（木）
納入場所 一般社団法人 幡多広域観光協議会（四万十市駅前町15-16）
及び四万十市内の幡多広域観光協議会指定の場所

6 著作権等

成果物に関しては、次に掲げる行為をすることを許諾するものとします。

- ・ 成果物の内容を公表すること
 - ・ 成果物を利用して委託者の業務を実施すること
 - ・ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること
- また、委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとします。

なお、成果物の著作権が委託者・受託者の共有としたい場合であっても、上記に掲げる成果物の利用を許諾するものとし、委託者以外の第三者に許諾しないものとします。

このほか、受託者との契約においては、以下の趣旨を契約に盛り込むこととします。

- ・ 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- ・ 受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- ・ 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

7 委託金額の上限

5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

8 その他

- ・ 本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整することとします。
- ・ 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとします。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとします。
- ・ 個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守することとします。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、甲の指示に従うものとする。